

病院のあるべき将来像に関する意見書

(中 間 報 告)

平成 1 9 年 9 月

神石高原町病院機能・あり方検討委員会

はじめに

県は、「広島県病院事業経営計画」に基づいて、県立神石三和病院の地元移管の方針を示しており、これまでの状況から「地元移管」はもはや変更しがたい状況となっております。

町としては、地元移管（町立）、民間移譲あるいは廃止の選択を迫られており、昨年度、設置検討した「県立神石三和病院対策協議会」から、専門機関を新たに設置し公設民営を含めた検討を行う旨の意見書が町長へ提出され、町民の健康を守るためには地元受け入れの意思表示をしないといけない段階です。

県立神石三和病院の「地元移管」に伴い、神石高原町の医療・介護・福祉・健康について、私たち町民が県を通してでなく、直接関与し、積極的にシステムを作り上げることで「安心と信頼」を得るチャンスであり、また、地元活性化の起爆剤にもなります。

町は、町民に対して良質な医療サービスを提供し、へき地ならではの医療の義務を負っていません。この目標を達成するためには、今までの「県立病院依存体制」から「町民の意思が反映される体制」への脱却が望まれます。

その一方で、どこの市町でも逼迫した財政状況のもとで、「健全な病院経営」が絶対条件として求められます。公設であろうと「経営的に持続可能」でない限り良質な医療の提供はできません。巨額の赤字体質では積極的に町民の健康を守ることは不可能であります。

医療情勢は厳しくなる一方です。医療スタッフの確保も容易ではありません。

しかし、私たちは問いたい。「自分たちの健康は自分たちで守りたい。この地で不安なく一生を全うしたい！」町民はそう思っておられると思います。であるとしたら、英知をつくして「私たちの病院」を作る必要があります。

この「中間報告」は、そういう願いを込めて作成しております。

委員会のメンバーは、「身の丈以上の結果」を求められていると感じながら、審議を尽くす努力をしております。これはあくまで中間報告であり、最終報告に向けて町民はじめ多くの方のご意見を、ご指摘を受け審議に反映したいと考えております。

「健全経営」には越えなければならないハードルが数多くあります。これは行政当局、委員会の答申だけでは越えることはできません。この中間報告は、町民だけでなく各方面からのご意見もいただき、多くの人から「病院存続のために自分たちは何ができるか」の提案を期待しております。

自分たちが積極的に関わることが、今後の健康政策の分岐点であることを認識する必要があります。

最後に、県は巨額の繰出し（赤字）を出しながら県立神石三和病院を維持され、地域医療の確保に努力されてこられたことに敬意を表します。しかし、いきなり放り出されても町民の医療は守れないものも現実です。幸い、県も病院存続に積極的に関わっていただいております。県の全面的な協力無しには、いかなる運営形態にしる存続は困難です。県当局にご支援をいただき、お互いに協力しながら最終報告につなげたいと考えております。

なお、この中間報告に固執するつもりはありません。医療情勢は、時々刻々と変化しておりますので、時勢を考慮しながら検討を行って参ります。

意見（方向性）

1 はじめに

神石高原町病院機能・あり方検討委員会は、これまで6回の委員会を開催し、病院のあるべき将来像について、次の項目について慎重に検討し、これまでの検討内容を中間報告として取りまとめ、町長へ意見（方向性）として提言するものです。

病院の運営形態について（公設公営，公設民営，民設民営等）

病院の機能について（救急医療，人工透析，訪問診療，訪問看護，在宅支援等）

病院の規模等について（病床数，病床種別，介護施設等への転換等）

2 運営形態について

（1）県から病院の移譲を受けて「町立」として運営することが望ましい。

（2）「町立」とした場合の運営形態は，公設民営方式（指定管理者制度を導入）が望ましいと考えられますが，公設公営方式も含めて，さらに詳細な収支等のシミュレーションを行い，運営形態を検討する必要があります。

3 病院規模・機能について

（1）病床数（一部を介護施設などに転換した場合は収容者数）は，現状維持を目標とします。

（2）病院機能については，次の機能を目指します。

救急医療（救急医療の継続）

人工透析（人工透析の継続）

訪問診療（在宅の患者へ医師による訪問診療の継続）

訪問看護（在宅の患者へ医師の指示を受けた看護師による訪問看護の継続）

在宅支援（患者，家族相談係の設置）

病診連携（病院と地元開業医との連携による患者への適切な診療及び支援）

医療機関・介護施設・町（行政）の連携（三者が連携のもと，医療・介護・福祉・健康の一体的なサービスの提供が行われるシステム）

4 県との対応について

（1）土地・建物の無償譲渡や医療機器等の更新などで，今後10年間程度は維持できる病院の移譲を受ける必要があります。

（2）医療スタッフの確保の保証，特に，医師の長期的な派遣の確約が必要条件です。

（3）将来にわたって安定的経営が保障される援助（人的，財政的）を受ける必要があります。

5 町の取り組みについて

- (1) 町は、自助努力を最大限することが前提です。
- (2) 町長をはじめ、町民のすべてが自分たちの医療、健康を守るのだという強い意志での取り組みが必要です。
「県頼み」、「なんとかなる」との意識では病院存続は望めません。この場合、廃止、民間移譲となります。
- (3) 不採算性部門などに対する町財政からの繰り出しの必要と、その部門が着実に目標を達成しているか常に検証が必要です。

6 安定的経営が絶対条件

- (1) 指定管理者を指定する場合、安定的経営が確保されるかどうかを慎重に検討する必要があります。
- (2) 安定的経営ができないと判断される場合は、病院規模の縮小、あるいは診療所等への転換も視野に入れて検討する必要があります。

神石高原町病院機能・あり方検討委員会委員等名簿

委 員

区 分	氏 名	備 考
委員長	鈴木 強	医師（鈴木クリニック院長）
委 員	生谷 武寛	医業経営コンサルタント
	田中 瑞穂	介護支援専門員

オブザーバー

氏 名	所 属	備 考
前原 敬悟	福山市医師会副会長	
高垣 治彦	広島県病院事業局事業調整監	
馬場 年之	県立神石三和病院事務長	
上山 実	神石高原町副町長	